

日本国文化庁と中華人民共和国国家版權局との 著作権及び著作隣接権に係る戦略的協力に関する覚書

日本国文化庁及び中華人民共和国国家版權局（以下「双方」という。）は、著作権及び著作隣接権（以下「著作権等」という。）における協力が、イノベーション分野への投資を奨励し、日中両国の経済、ひいてはグローバル経済の発展に寄与する上で重要な意義を持つとの認識に至り、著作権等に係る交流及び協力を推進することを通じて、著作権等に関する両国間の相互理解を促進し、両国の文化及び経済を更に発展させていくため、以下の内容について同意する。

1. 趣旨

双方は、情報と成功経験の交流及び各種能力の構築活動を通じて著作権等に係る協力の枠組みを構築する。

2. 協力分野

上記の趣旨に基づき、双方は以下の分野の協力を実施する。

- (1) 双方は、毎年一回日本国と中華人民共和国の間で交互に日中著作権会議（以下「会議」という。）を開催し、事前に協議の上会議の議題を決定する。
- (2) 双方同意のもと、両国で共に関心のある著作権等の問題に関するシンポジウムを開催する。
- (3) 双方は、著作権等の制度の構築及び執行に係る経験に関して、人材交流及び研修等の活動を実施する。
- (4) 双方は、著作権等に関して双方が一致したその他の分野について協力を推進する。

3. 各当事者責任

- (1) 双方は、必要に応じて毎年協力分野における活動に関する計画を協議の上決定することができ、併せて協議を通じて補足及び修正することができる。
- (2) 双方は、本覚書に基づく協力を必要経費の負担について、協議の上決定する。

4. 制限事項

- (1) 本覚書に基づく協力は、既存及び将来の著作権国際条約に基づく義務並びに両国国内の著作権等の法令の範囲内で行われる。
- (2) 一方は、他の一方の同意がない限り、本覚書の枠組みにおける情報交換及び協力により取得した他の一方の秘密情報の公開を行わない。

5. その他

- (1) 本覚書は2010年 月 日に中華人民共和国北京で署名し、2010年 月 日に日本国東京で署名した。本覚書に基づく協力は、双方による署名が完了した日から実施される。
- (2) 本覚書に基づく協力は5年間継続するものとし、いずれか一方から、期間満了の60日前までに延長しないことを希望する旨の通報がない場合には、自動的に5年間延長する。ただし、いずれか一方が本覚書に基づく協力を期限満了前に終了することを希望する場合には、90日前に他の一方に通報することとする。双方が協議により同意した場合を除き、双方が覚書の枠組みによりすでに開始しかつ完了していない協力事業の実施は継続する。
- (3) 本覚書の内容を変更又は補充することが必要な場合には、双方の書面による同意によりこれを行うことができる。
- (4) 本覚書は、日本語文及び中国語文を一式とし、二通は共に同等の価値を有するものとする。

日本国
文化庁長官

中華人民共和国
国家版權局副局長

玉井日出夫

閻曉宏